

人権の視点から考える 障害のある人のアート活動と 著作権を考えるセミナー

基礎編

応用編

2017年2月18日[土] | 3月18日[土]

14:00～16:00 *両日とも

会場: Good Job! センター香芝 (香芝市下田西2-8-1)

障害のある人のアート活動に取り組むうえで、著作権を考えることは豊かで幸福に生きる権利と深くつながっています。人権的な観点から障害のある人を守るとともに、表現者として発信していくことを支えるための権利ともいえます。本セミナーでは、アート活動や商品化に関わりのある方々から広く相談や質問を募り、専門家の話や具体的な活動の事例を通して、作品が生まれてから、展示や販売までの過程で発生する著作権や所有権などについて学びます。また、作品の権利にかかる合意書や取扱規定などのガイドラインを共有します。権利は目にみえないものですが、それぞれ関係者との説明と合意によって成り立ち、取り決めや解決方法もケースによって様々です。この機会に、一緒に考えてみませんか。みなさんのご参加をお待ちしています！



近鉄大阪線「近鉄下田」駅より 徒歩約7分
JR和歌山線「香芝」駅より 徒歩約5分

参加費: 無料

対象: 社会福祉施設職員・学生・アーティスト・そのほか関心のある人

定員: 各回20人 (申込順に受付。定員になり次第、締め切らせていただきます。)

*全回通しでも、1回でも、ご都合にあわせて受講いただけます。

主催: 一般財団法人たんぼの家 *平成28年度厚労省障害者芸術活動支援事業の一環として開催いたします。

基礎編

2月18日[土]14:00~16:00

著作権、所有権の基礎知識

13:30~14:00 受付

14:00~16:00 [120分] 著作権・所有権の基礎知識、
つくる時、みせるとき

著作権・所有権とは、どのようなものでしょうか。
その基礎知識を学びます。作品は生まれたときから、権利が関わってきます。作品をつくる前に確認すべきことを明らかにし、一緒に考えます。

講師

田中啓義(弁護士、登大路総合法律事務所所長)

人は助け合ってゆくもので、その相互の助け合いの中で自分も何か人のためにできる仕事につきたいと思い、弁護士を目指す。弱い立場にある人のために助力することを大切に、「まち弁」(町の中の雑多な法律問題を解決する弁護士)として、奈良を拠点に活躍している。

高島雄一郎(弁護士、登大路総合法律事務所)

応用編

3月18日[土]14:00~16:00

著作権、所有権、意匠権、
商標権の応用知識

13:30~14:00 受付

14:00~16:00 [120分] 著作権・所有権の応用知識、
売るとき、デザインに使うとき

著作権・所有権とは、どのようなものでしょうか。
その応用知識を学びます。また、作品を、発表するとき、販売するとき、商品化するときには、意匠権や商標権などの権利も関わってきます。また、工芸品などの製造に関する事例についても考えます。

お申し込み方法

電話、ファクシミリ、Eメールにて、①名前、②住所、③電話番号、④E-mailアドレス、⑤所属・職業等、⑥参加希望の回を記入のうえ、下記申し込み先までご連絡ください(お申し込みは先着順とし、定員に達し次第終了いたします)。

*お預かりした個人情報は本セミナーの受付事務のみに使用いたします。

名前[ふりがな]

住所

Tel.

E-mail.

所属・職業等

参加希望に✓をつけてください。

2月18日[土] 基礎編:著作権、所有権の基礎知識

3月18日[土] 応用編:著作権、所有権の応用知識

作品やアート活動に関する権利擁護で相談したいことや悩んでいること、また工夫している取り組みなどをお書きください。

*ウェブサイトなどで事例紹介する場合がございます。情報公開のご意向に✓をつけてください。 公開する 公開しない

*お預かりした個人情報は本セミナーの受付事務のみに使用いたします。

お申し込み・お問い合わせ先

一般財団法人たんぼの家 障害とアートの相談室 〒630-8044 奈良市六条西3-25-4 Tel.0742-43-7055 Fax.0742-49-5501
E-mail.artsoudan@popo.or.jp



障害とアートの相談室

たんぼの家では障害のある人の社会参加やいきがいきづくり、仕事づくりとして、アート活動の支援に取り組んでいます。2014年に「障害とアートの相談室」を開設しました。アートをとおして自由に表現できる社会をめざし、みなさまの素朴な疑問や不安によりそい、いっしょに答えをみつけていきます。セミナーや展覧会の開催、また電話やメールなどの相談にも対応しておりますので、お気軽にお問い合わせください。